

しょうがいしゃ とも せいかつ しゃかい 障害者が共に生活する社会を

こがねいしじょうれい かしょう あん つくる小金井市条例（仮称）案

こがねいしちいきじりつしえんきょうぎかい しょうがい ひと ひと ひと
小金井市地域自立支援協議会では、障害のある人もない人もすべての人たちが
しあわ ぐ くらせる まちを めざして、しょうがいしゃ とも せいかつ しゃかい
が幸せに暮らせるまちを目指して、「障害者が共に生活する社会をつくる
こがねいしじょうれい（仮称）」という決まりを作ろうと思っています。

この条例は、世界でみとめられている「障害者権利条約」や、日本で国民に
しめ しょうがいしゃ さべつかいしょうほう しょうがいしゃ じ けんり まも
示している「障害者差別解消法」をもとにつくった、障害者・児の権利を守る
ための「やくそく」です。

しょうがい ひとり こと ばいりょ しょうがい ひとり ひとり
障害は一人ひとり異なり、配慮することや支援が必要ですが
こがねいしじん ひとり ひとり として、しみん かつどう 等への 参加 や 買い物 ・ 食事 ・ 観劇 等 々の 誰もが
じじょうてき に 営む 生活 「あたりまえの生活」を 市民 の 一員 として 出来る 事 を 願っています。

お年寄りから障害のある人も子供も安心して暮らせる「心優しい町」であると共に「安心して
住める町」であるために行政と共に積極的な街づくり・環境整備等に取り組んでいくこと、
そして、困っている人がいる時には、そっと手を差し伸べて「お互いさま」という気持ち
をもって日常の生活が送れる町。そんな小金井市になって欲しいと願ってこの条例を制定
することにしました。

私たちの国の日本国憲法の国民の人権を守るという条項や 2006年12月に国連総会で「
障害者の権利条約」が制定され、わが国でも 2014年1月に批准しました。

これからは、これらの内容をもとに様々な社会の仕組みや制度を見直していく事になります。

しかしながら、「障害者差別解消法」が施行された 2016年の 7月とても信じられないよう
な悲しい事件がおきました。神奈川県津久井「やまゆり園」での障害者虐殺事件です。
障害者の生存を否定し排除する考え方による重大な犯罪です。優性思想に基づく障害者
排除の考え方に私たちは断固反対し、糾弾します。

戦前の障がい者蔑視、ドイツでの障がい者大量殺戮そしてユダヤ人大量虐殺につながった
事件を想起させられました。

単に容疑者を精神障害としてこの事件を処理することはあってはならない、もっと根の深
いものを感じます。この事件の社会的背景や優性思想を持つに至った経過等の事実解明を強
く求めます。

二度と再び、このような事件を引き起こさないためにも、私たちの住む小金井市では障
がい者を含めた乳幼児からお年寄りまでが共に支え合いながら「日本国憲法」と「障害者権利
条約」が生かされた街にすることを強く願うものです。

そのためにこの条例が障害のある人たちと共により多くの市民を巻き込んで議論検討さ
れた結果として、この条例が出来上がりました。

市民の皆さんと共により良い小金井市を作るため共に歩んでいきましょう。
「障害者の事は障害者を抜きに決めないで」障害のある人も一緒になって考えが、あたりま
えのこととなって、共に生活する社会をつくっていきましょう。その第一歩が今回の条例で
す。

この願ねがいがこめられた前ぜんぶん文は、小こ金井市地い域自し立支じ援協つしえんきょうぎかい議つ会で作つくられました。
障しょうがい害者の願ねがいを受け止とめ、障しょうがい害者の権けんり利が保ほ障しょうがいされる社しゃ会かいにしていくため、そ
して、障しょうがい害のある人ひともなひとい人ひともすべしあわての人くたちが幸こがねいせに暮くらせるまこがねいち小こ金井ねいを
作つくることをめめざしめます。率そつちよく直ごいけんにご意おも見おもをいおもたおもだおもきたいと思おもいます。

こがねいしちいきじりつしえんきょうぎかい 小 金 井 市 地 域 自 立 支 援 協 議 会

この条じょうれい例れいは、障しょうがい害者がいしやが権けんり利りの主しゅたい体たいであることもとに基もとづいて、障しょうがい害がいのあるなしに
よる差さ別べつのないまめちづめくりのために、目め指さすべき社しゃ会かいのあるべき姿すがた、共き生せい社しゃ会かい
を实じつげん現げんするために必ひつよう要ようなこいとしきを分こうじょうかるよちからうに、意い識しの向こうじょう上ちからに力いを入れていれきま
す。

だい1じょう もくてき

【第1条】目的

じょうれい しょうがい りゆう さべつ かいしやう すいしん かん ほうりつ
この条 例は、障 害を理由とする差別の解 消の推 進に関する法律（平成 25 年法律
第 65 号。次条において「法」という。）に基 づき、障 害者に対する市民および事
業 者の理解を深め、障 害者に対する差別をなくすことに関し、基本理念を定め、
し しみんおよ じぎょうしや せきむ あき とうがいとりくみ かなか しざく きほん
市、市民及び事 業者の責務を明らかにするとともに、当 該取組に係る施策の基本とな
る事項を定めることにより、その施策を総 合的に推 進し、もって市民が障 害の有無に
かかわらず、相互に人 格と個性を尊 重し合いながら、共に安 心して暮らすことのでき
る社 会の実現に寄与することを目的とする。

だい2じょう ていぎ

【第2条】定義

じょうれい つぎ かくごう かなか ようご いぎ とうがいかくごう さだ
この条 例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当 該各号に定めるところによ
る。

しょうがいしや しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はつたつしょうがい ぶんく
(1) 障 害者 身体障 害、知的障 害、精神障 害（発達障 害を含む。）そ
の他 しんしん きのう しょうがい いか しょうがい そうしやう もの
の心 身の機能の障 害（以下「障 害」と総 称する。）がある者であって、
しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいそくてき にちじやうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん
障 害及び社 会的障 壁により継続的に日 常生活又は社 会生活に相当な制限を
う じやうたい
受ける 状 態にあるものをいう。

しゃかいてきしょうへき しょうがい もの にちじやうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな
(2) 社 会的障 壁 障 害がある者にとって日 常生活又は社 会生活を営む上
しょうへき しゃかい じぶつ せいど かんこう かんねん ほかいっさい
で障 壁となるような社 会における事 物、制度、慣 行、観 念その他一切のものをい
う。

さべつ せいとう りゆう しょうがいしや も しょうがい りゆう しょうがいしや
(3) 差 別 正 当な理由なく、障 害者の持 持つ障 害を理由として、障 害者でない
もの とりあつか くら ぶりえき とりあつか また とりあつか
者の取 扱いと比べて不利益な取 扱いをし、又は取 扱いをしようとするこ 事。

だい3じょう きほんりねん

【第3条】基本理念

しょうがいしや たい さべつ とりくみ すべ しょうがいしや しょうがいしや
1 障 害者に対する差別をなくすための取 組は、全 体の障 害者が、障 害者でな
もの ひと きほんてきじんけん きやうゆう こじん そんげん おも そんげん
い者と等 しく、基本的人 権を享 有する個人としてその尊 厳が重んぜられ、その尊 厳
せいかつ ほしやう けんり ゆう ぜんてい おこな
にふさわしい生活を保 障される権利を有することを前 提として行 わなければならない
い。

しょうがいしゃ たい さべつ とりくみ さべつ おお しょうがいしゃ たい
2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する
ごかい へんけん た りかい ふそく しょう ふ しょうがいおよ しょうがいしゃ
誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に
たい りかい ひろ とりくみ いったい おこな
対する理解を広げる取組と一体のものとして行わなければならない。

しょうがいしゃ たい さべつ とりくみ さまざま たちば しみん たちば
3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民がそれぞれの立場
りかい そうご きょうりよく おこな
を理解し、相互に協力して行わなければならない。

だい4じょう し せきむ

【第4条】市の責務

し きほんりねん ほう しゅし しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
市は、基本理念、および、法の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進
かん ひつよう しさく さくてい およ じっし
に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

だい5じょう しみんとう せきむ

【第5条】市民等の責務

しみんおよ じぎょうしゃ だいいちじょう きてい しゃかい じつげん うえ しょうがい りゆう
市民及び事業者は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする
さべつ かいしょう じゅうよう かんが しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に
きよ つと
寄与するよう努めなければならない。

だい6じょう そうごりかい そくしん

【第6条】相互理解の促進

し しみんおよ じぎょうしゃ しょうがいおよ しょうがいしゃ たい りかい ぶか ふきゅうけいはつ
市は、市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発
たひつよう そち こう
その他必要な措置を講ずるものとする。

だい7じょう さべつ きんし

【第7条】差別の禁止

なんびと しょうがいしゃ たい さべつ
何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

だい8じょう し ごうりてきはいりよ

【第8条】市における合理的配慮

し じむまた じぎょう おこな あ しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じよきよ
市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を
ひつよう むね いし ひょうめい ばあい じっし ともな ぶたん かじゅう
必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重
しょうがいしゃ けんりりえき しんがい とうがいしょうがいしゃ
でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の
せいべつ ねんれいおよ しょうがい しょうだい おう しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ひつよう
性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要
ごうりてき はいりよ
かつ合理的な配慮をしなければならない。

だい9じょう じぎょうしゃ ごうりてきはいりよ

【第9条】事業者における合理的配慮

じぎょうしゃ じぎょう おこな あ しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じよきよ
事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を
ひつよう むね いし ひょうめい ばあい じっし ともな ぶたん かじゅう
必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重
しょうがいしゃ けんりりえき しんがい とうがいしょうがいしゃ
でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の
せいべつ ねんれいおよ しょうがい しょうだい おう しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ひつよう
性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要
ごうりてき はいりよ つと
かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

だい10じょう とくていそうだん

【第10条】特定相談

しみん し たい しょうがい りゆう さべつ かん そうだん いか とくていそうだん
1 市民は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」と
いう。）をすることができる。

し とくていそうだん つぎ かか きょうむ おこな
 2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
 とくていそうだん おう ひつよう じよげんおよ じようほうていききょう おこな
 (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
 とくていそうだん かか かんけいしゃかん ちようせい おこな
 (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
 かんけいぎきょうせいきかんとく しょうかい おこな
 (3) 関係行政機関等への紹介を行うこと。
 じじよう もうした かん えんじよ おこな
 (4) 次条の申立てに関する援助を行うこと。
 し しょうがいしゃ にちじようせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ
 3 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 へいせい17ねんほうりつだい123ごう だい89じよう きてい もと こがねいしちいきじりつしえんききょう
 (平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づく小金井市地域自立支援協
 ぎかい うんえい どうほうだい77じよう きかんそうだんしえんせんたーとう ぜんこうかくごう かか
 議会を運営する同法第77条の2の基幹相談支援センター等に、前項各号に掲げる
 じむ ぜんぶまた いちぶ いたく
 事務の全部又は一部を委託することができる。

とくていそうだん じむ じゅうじ ものまた とくていそうだん じむ じゅうじ もの せいとう
 4 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、正当
 りゆう とくていそうだん じむ かん しりえ ひみつ も しょく
 な理由なく、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を
 しりぞいたあと どうよう
 退いた後も同様とする。

だい11じよう) もうした
 【第11条】申立て

しょうがいしゃ じこ たい さべつ おこな じじつ みと しちよう たい
 1 障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対
 とうがいさべつ かか じあん いか じあん かいけつ じよげんまた
 し、当該差別に係る事案(以下「事案」という。)を解決するための助言又はあっせん
 おこな しょうがい りゆう さべつなど かいしょう かん じよげん
 が行われるよう、障害を理由とする差別等の解消に関する助言(あっせん)
 しんせいしよ ようしき きにゆう もうした
 申請書(様式)に記入し、申立てをすることができる。

しょうがいしゃ ほごしゃ ようごしゃまた しょうがいしゃ かんけい じぎょうしゃ かんけい
 2 障害者の保護者もしくは養護者又は障害者に関する事業者もしくは関係
 きかん た かんけいしゃ とうがいしょうがいしゃ たい さべつ おこな じじつ みと
 機関その他関係者は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるとき
 ぜんこう もうした ほんにん い はん あき
 は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかである
 みと かぎ
 と認められるときは、この限りでない。

ぜん2ごう もうした じあん つぎ かくごう がいとく
 3 前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することが
 できない。

ぎょうせいふふくしんさほう へいせい26ねんほうりつだい68ごう た ほうれい しんさせいききゆう
 (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令により審査請求その
 た ふふくもうした ぎょうせいちよう おこな しょぶん とりけ
 他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁の行う処分
 へんこうまた ぎょうせいちよう おこな じじつじよう こうい てっばい へんこう もと
 の取消しもしくは変更又は行政庁の行う事実上の行為の撤廃もしくは変更を求めるものであ
 るとき。

もうしたて げんいん じじつ ひ けいぞく こうい こうい しゅうりよう
 (2) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了
 ひ 3ねん けいか かん もうした
 した日)から3年を経過しているものであるとき(その間に申立てをしなかったことにつ
 せいとう りゆう のぞ
 き正当な理由があるときを除く。))。

げん はんざい そうさ たいしき
 (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

だい12じよう じあん ちようさ
 【第12条】事案の調査

しちよう ぜんじようだい1ごうまた だい2ごう もうした とうがいもうした かか
 1 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る
 じじつ そうだんしえんじぎょうしゃとう し いたく う しょうがいしゃ にちじようせいかつおよ
 事実について、相談支援事業者等(市から委託を受けて障害者の日常生活及び

しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほりつだい77じょうだい1こうだい3ごう きてい じぎょう
社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に規定する事業を
おこなもの れんけい ちょうさ おこな ばあい ちょうさ
行う者をいう。)と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の
たいしょうしゃ せいとう りゆう ばあい のぞ きょうりよく
対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

しちょう せいとう りゆう ぜんこう ちょうさ きよひ もの たい ちょうさ きょうりよく
2 市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力する
かんこく
よう勧告することができる。

だい13じょう じよげんおよ
【第13条】助言及びあっせん
しちょう ぜんじょうだい1こう ちょうさ けっか ひつよう みと こがねいしちいき
1 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、小金井市地域
じりつしえんきょうぎかいせつちようこう へいせい19ねん4がつついたちせいてい だい1じょう きてい こがねいし
自立支援協議会設置要綱(平成19年4月1日制定)第1条に規定する小金井市
ちいきじりつしえんきょうぎかい いか じりつしえんきょうぎかい たい じよげんまた
地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)に対し、助言又はあっせん
おこな しもん もと
を行うことについて諮問を求めらるものとする。

じりつしえんきょうぎかい ぜんこう しもん もと ばあい しちょう じよげんまた
2 自立支援協議会は、前項の諮問を求められた場合において、市長に助言又はあっ
ないよう いけん しちょう じあん かか しょうがいしゃ じぎょうしゃ た
せんの内容について意見したときは、市長は、事案に係る障害者、事業者その他の
かんけいしゃ たい じよげんまた おこな
関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

じりつしえんきょうぎかい ぜんこう じよげんまた ひつよう みと
3 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるとき
じあん かか しょうがいしゃ じぎょうしゃ た かんけいしゃ たい しゅっせき もと せつめい
は、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明
いけん き また しりょう ていしゅつ もと
もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めらるることができる。

だい14じょう かんこく
【第14条】勧告
しちょう ぜんじょうだい2こう きてい じよげんまた おこな ばあい さべつ
市長は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別を
みと もの せいとう りゆう とうがいじよげんまた したが
したと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、
とうがいさべつ みと たい とうがいじよげんまた したが かんこく
当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告する
ことができる。

だい15じょう いしき こうじょう
【第15条】意識の向上
かつどうぶんや しょうがいしゃ かん ていけいか かんねん へんけんおよ ゆうがい
あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な
かんこう せいおよ ねんれい もと ふく たい しょうがいしゃ かん しゃかいぜんたい
慣行(性及び年齢に基づくものを含む)に対して、障害者に関する社会全体の
いしき しょうがいしゃ のうりよくおよ こうけん かん いしき こうじょう
意識、障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。

だい16じょう ぎゃくたい きんし
【第16条】虐待の禁止
さべつ ぎゃくたい ひょうりいつたい かんけい にんしき なんびと しょうがいしゃ たい
差別と虐待が表裏一体の関係にあることを認識し、何人も、障害者に対し、
ぎゃくたい
虐待をしてはならない。

だい17じょう しょうがいしゃとう そうごうてき しえんとう
【第17条】障害者等への総合的な支援等
し しょうがいしゃ ちいき なか あんしん く にちじょうせいかつとう いとな うえ
市は、障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活等を営む上
かだいおよ しょうがい とくせい りかい とうがいしょうがいしゃ じりつ じよちょうおよ かそく
での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の
ふたん けいげん そうごうてき しえん おこな
負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。

だい18じょう た
【第18条】その他
じょうれい さだ じょうれい しこう ひつよう じこう しちょう べつ
この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に
さだ
定める。